

バス要望調査（高速バス実証運行等関係 Q&A）

No	質疑	回答
総論_デジタル化等関係（バスICカードシステム導入等のキャッシュレス機器等）		
1	いつから導入（着手）したものが対象となるのか。	令和3年11月26日以降に導入（着手）したものを対象とします。
2	いつまでに事業完了したものが対象となるのか。	令和5年2月28日までに事業完了したものを対象とします。
3	乗合タクシーも対象になりますか。	対象になります。
4	自動車ターミナル法によるバスターミナルは対象になりますか。	対象になりません。
5	1事業者が、乗合バスと貸切バスそれぞれで要望することは可能か。	可能です。ただし、同一の補助対象をそれぞれ要望することはできませんのでご注意ください。
6	要望調査期限から交付決定までの所要期間は。	要望調査〆切日から交付決定迄の所要期間は、最短で1ヶ月程度を予定しています。なお、申請書類の不備等により、これによらない場合もあり得ますのでご了承ください。
7	交付が決定するまでの間、事業を進めることは可能か。	令和3年11月26日以降、事業着手・契約した経費であれば、交付決定前の着手でも対象となりますが、当該始期より前に契約されたものは、支払いが始期以降であっても補助対象とはなりません。なお、実際の実施予定期間や要望の内容により、国土交通省にて審査の上決定するため、結果がご要望によらない場合もありますのでご承知おきください。
8	繰り越して事業を実施することは可能か。	原則、繰り越しはできません。
9	グループ会社で、親会社や組合等が一括して契約している機器の導入経費も対象となるか。	補助対象事業者は、「旅客自動車運送事業者」及び「旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体」となります。
10	システム利用料も対象になるか。	システム利用料等のランニングコストに対する支援要望については要望できません。
11	キャッシュレス決済システム、多言語対応機器、パスロケーションについて、別の補助事業で内示や交付決定を受けているが、金額が要望額に満たないため、今回の要望調査で要望してよいか。	訪日外国人旅行者受け入れ環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）で支援することとしている事業については要望できません。
12	割賦契約で購入したものは対象となるのか。	割賦契約で購入したものは対象とはなりません。但し、令和5年2月28日までに支払いが完了し、所有権の移転が確認できる場合は対象となります。
各論_デジタル化等関係（ICカード等キャッシュレス決済システム）		
1	対象となるキャッシュレス決済手段とはどういったものか。	クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。ただし訪日外国人旅行者の利用が見込まれないキャッシュレス決済手段のみを整備する場合にあっては対象となりません。
2	既にクレジットカード決済に対応している車両に対し、新たにQRコード決済に対応するためにタブレット端末を導入することは可能か。	可能です。
3	キャッシュレス決済について車両に取り付けられた場合を対象にしているが、乗車券売り場などの扱いは。(空港リムジン系統では乗車券を窓口、券売機で購入するケースが多い)	可能です。
4	既存の車両でキャッシュレス機器未設置のものに搭載するための導入は認められるか。	可能です。
5	キャッシュレス機器のリース事業者は補助対象として認められるか。	補助対象事業者が自ら使用する目的で導入するものが対象となるため、リース事業者は対象になりません。
6	交付申請期限後、今年度中に発売される機器は補助対象とならないか。	補助事業期間内に発売されることが確実で、交付申請時に見積もり書等が用意でき、機器及び補助対象経費が確認できるものであれば、要望いただいて構いません。なお、補助対象となるのは令和5年2月28日までに事業完了した事業が対象となります。
各論_デジタル化等関係（多言語対応機器、パスロケーションシステム）		

1	案内標識の多言語化とは具体的にはどのようなものが対象になるか。	案内標識とは、誘導サイン類(施設内の方向を指示するのに必要なサイン)、位置サイン類(施設等の位置を告知するのに必要なサイン)、案内サイン類(乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。)、規制サイン類(利用者の行動を規制するのに必要なサイン)を多言語表記するものを指します。
2	多言語・翻訳用タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はあるか。	指定はございませんが、「Voicetra」の活用を推奨します。
3	翻訳アプリの導入・維持経費は補助対象となるか。	翻訳アプリの初期導入費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「Voicetra」アプリが無料で利用できますのでこちらの活用についてご検討ください。
4	現在デジタルサイネージを有しているが、発信するコンテンツを新たに作成しようと考えている。コンテンツ作成費用のみを計上することは可能か。	コンテンツ作成そのものは、効果促進事業であるため、単独での要望はできません。別途基幹事業を実施し、その効果促進事業として、コンテンツ作成をする場合は、補助対象となります。
5	デジタルサイネージにおいて、広告を掲載した場合、補助対象となるか。	広告掲載を主目的とするものについては、補助対象外となります。その他は上段のNo.4の回答と同じです。
6	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報(予約サイトや広告等)も多言語化する場合、補助対象となるか。	補助対象となりません。観光、交通、災害情報のホームページ多言語化のみ補助対象となります。
7	翻訳機器のリース事業者は補助対象として認められるか。	補助対象事業者が自ら使用する目的で導入するものが対象となるため、リース事業者は対象になりません。
8	パスロケーションシステムとはどのようなものが対象になるか。	要望することができるパスロケーションシステムとしては下記システムを想定しています。 ・無線通信やGPSなどを利用し、スマートフォンアプリ、webページ、デジタルサイネージ等を通じて利用者にバスの走行位置や到着予想時刻等を知らせるシステム。 ・車両の位置情報だけを取得して利用者に提供するだけのシンプルな機能を持つシステム。 ・バスの路線や遅延情報も提供できるシステム。 等

高速バス実証運行関係

1	どのような系統を対象としているのか。	対象となる高速乗合バスは、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの（長距離急行運送等）又は高規格幹線道路（高速自動車国道等）を通過するものとしします。
2	令和4年2月1日付けの道路運送法施行規則改正により、同規則第10条第1項第1号口に空港アクセスバス（空港、飛行場を起点もしくはは終点とする路線）が追加されたが、これも対象に含まれるか。	含まれます。
3	地域公共交通確保維持事業（幹線、フィーダー）の補助対象系統は対象となるか。	地域公共交通確保維持事業（幹線、フィーダー）の補助対象系統は対象外です。
4	実証運行について、実証の始期についてはいつか。	令和3年11月26日以降で、令和4年度中の事業終了が可能な時期（令和5年2月末）までに運行を開始する必要があります。
5	実証運行期間については、定めがあるのか。	原則1ヶ月（約30日間）ですが、要望調査を踏まえ検討することとしております。
6	【「地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組】とはどういった取り組みを想定しているか。	例えば、生産性の向上に資する自社にとって新規性のある取組などが想定されます。
7	実証運行について、既存の系統でないとダメなのか。実証運行向けの新しい系統を設定した場合の取り扱い如何。	原則既存の系統での実証運行を想定しておりますが、新しい系統を設定することも可能です。その場合は、実証運行の経費見込等をどのように試算されたのか、合理的な説明をお願いします。（例：前年の類似系統の収支状況等から試算する等）
8	実証運行にあたって、キロ程の上限の目安はあるのか。	上限は設けていませんが、予算の範囲内で補助金を交付することとしており、要望額については、調整される場合があります。
9	系統の一部について、対象になるのか。例えば、A～C系統（経由地B）があり、A～Bまでの経由地までを実証とし、B～Cまでは通常運行とした場合について。	仮にそういった運行をせざるをえない合理的な説明があるのであれば、妨げるものではありません。具体的な内容についてはお近くの窓口にご相談ください。

10	乗合の系統を記載する項目が10系統分となっているが、それ以上の系統で実証を行う事業者は代表的な10系統を記載すればよいのか。全系統を対象とすることも可能か。	実証運行を実施する全系統を記載願います。 10系統以上であれば、追加のシート等で作成をお願いします。
11	貸切バス委託型管理の受委託の許可を受けた事業者も対象となるか。	対象となります。この場合、要望調査票は委託者から提出するようにしてください。